

納税課からのお知らせ

市税は納期内に納めましょう

納めましょう

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は、納期内に納付してください。

市税の納期は税目により異なります

市税の納期

市・府民税(普通徴収分)	6月・8月・10月・12月
固定資産税、都市計画税	5月・7月・9月・11月
軽自動車税	6月

※納期月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が納期限となります。

(コンビニ)で納付することができません。

※取り扱える金融機関、コンビニは納付書の裏面に記載されています。

納付書はつづつと送付します。

納付書の納期を確認し、金融機関またはコンビニの窓口に出してください。※口座振替用の納税通知書には、納付書は同封しません。

便利な口座振替の利用を、口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。このため各税の納期ごとにならざる出向くこともなく、納め忘れもありません。

市税はコンビニでも納めていただけます。市税は、市役所や銀行・金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストア

コンビニでは

- レジに出された納付書は、全て納付されるものとして取り扱われます。納付する期を確認して、1枚ずつレジに出してください。
- 納付額が1枚につき30万円を超えるものは取り扱えません。
- バーコードの印字されていないものは取り扱えません。
- 納期限をすぎたもの、金額が訂正されたものは取り扱えません。

豊かな森を育てる府民税に関するお知らせ

森林の整備・保全を進めるため、平成28年度から府民税の納税義務者一人年額600円を負担していただくことになりました。※個人の府民税均等割(現行1,500円)に上乗せします。ご協力をお願いします。◆問い合わせ 京都府農林水産部林務課(☎414-5016)

税第2期分から振替ができます。口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または納税課で行うことができます。※ゆうちょ銀行の場合は、納税課で受け付けできません。ゆうちょ銀行で申し込みの際は、預金残高を「確認ください」

預金残高不足等で口座振替できなかったら、口座振替できなかった納期分の再振替はできません。後日、送付する督促状兼納付書によって金融機関窓口等で納付いただくこととなります。納期限が過ぎた市税は京都府地方税機構に移管します。

きかない人は、納税通知書が届いてから第1期納期限(6月30日)までに納税課へご相談ください。※相談内容により京都府地方税機構でご相談いただく場合があります。

事務所名	京都府地方税機構 山城中部地方事務所
所在地	〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21番地の8 府立城南勤労者福祉会館(1階)
電話番号	徴収第三課 ☎0774-46-6566

◆問い合わせ 納税課

個人市民税の減免

個人市民税は前年の所得に基づいて課税をするため、次の①～⑤に該当し、徴収猶予、納期限の延長等によっても支払いが困難であると認められる場合には、申請により減免を受けることができます。

職の場合は下の表の離職理由に該当する場合のみ) ③学生および生徒(前年の合計所得金額が65万円以下) ④災害により大きな損害を受けた場合(前年の合計所得金額が1千万円以下) ⑤その他特別の事情がある場合

減免を受ける場合は、各納期限までに納税通知書、印かん、事由を証明する書類を持って課税課市民税係へ申請してください。なお、納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免の対象になりませんのでご注意ください。

要件となる離職理由と離職理由コード番号

離職理由コード	離職理由
11	解雇(離職理由コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)

※離職理由コードは、「雇用保険受給資格者証」に基づくものです。

◆問い合わせ 課税課

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】 ①平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で改修後の床面積が50㎡以上であること。 ②平成30年3月31日までの間に、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に要した費用(補助金等を除く)の合計が50万円を超えるもの。

【減額の期間と範囲】 改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。 【手続き】 改修工事が完了後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。 ※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(通知カード等)と身元確認書類(免許証やパスポートなど)を持参してください。また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

障がいのある人が軽自動車税を減免 申請は6月30日(木)まで 障がいのある本人が所有する自動車や障がいのある人のために使用する自動車の軽自動車税を減免します。(障がいのある人1人につき1台) 平成28年度の納税通知書と印かん、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って6月30日(木)まで納税課へ申請してください。 ※自動車税(普通自動車等)の減免と合わせて受けることはできません。 詳細については、お問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課